

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月8日
【四半期会計期間】	第55期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	アイホン株式会社
【英訳名】	AIPHONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川 周作
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
【電話番号】	052(682)6191(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 和田 健
【最寄りの連絡場所】	名古屋市熱田区神野町二丁目18番地
【電話番号】	052(682)6191(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 和田 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第3四半期 連結累計期間	第55期 第3四半期 連結累計期間	第54期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (千円)	23,832,025	25,702,805	34,123,706
経常利益 (千円)	862,219	1,836,654	1,829,603
四半期(当期)純利益 (千円)	412,838	1,009,605	594,285
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	350,944	1,475,658	475,665
純資産額 (千円)	37,751,367	39,097,631	38,450,241
総資産額 (千円)	43,224,147	45,573,776	45,623,138
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	21.83	53.66	31.46
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	85.52	83.86	82.44

回次	第54期 第3四半期 連結会計期間	第55期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	6.16	26.74

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社の企業集団(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、震災復興需要等を背景に緩やかな回復の兆しはあったものの、世界経済の減速等のリスクも抱えるなど、先行き不透明な状況となりました。

当社グループを取り巻く環境におきましては、雇用情勢や所得環境等は依然として厳しいものの、日本国内の新設住宅着工戸数につきましては、政府の住宅取得支援策等の効果もあり増加傾向となりました。

このような状況の中で、当社グループはお客様のニーズに応えるべく、新製品の開発と積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高257億2百万円(前年同四半期連結累計期間比7.8%増)、営業利益18億7千万円(同138.4%増)、経常利益18億3千6百万円(同113.0%増)、四半期純利益10億9百万円(同144.6%増)となりました。

当第3四半期連結累計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。なお、前年同四半期比の金額等につきましては、前第3四半期連結累計期間を当第3四半期連結累計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えて算出しております。

日本

国内の住宅市場につきましては、集合住宅市場におきまして分譲マンションを中心とした新設共同住宅着工戸数の増加等により、集合住宅向けシステムの販売が増加いたしました。また、リニューアルにおきましては、狙いの管理会社への営業強化等の活動を積極的に行ったことにより売上が大幅に増加いたしました。

ケア市場につきましては、一昨年に創設されたサービス付高齢者向け住宅の登録制度に伴う補助金等の事業が推進された結果、高齢者住宅への納入が増加したことにより新築における売上が増加いたしました。また、リニューアルにおきましては、医療施設の老朽化やシステムのネットワーク対応等の設備更新が増加したことにより病院での売上が増加いたしました。

これらの結果、売上高は242億2千万円(前年同四半期連結累計期間比8.9%増)、営業利益は18億6千5百万円(同191.5%増)となりました。

米国

米国につきましては、IPネットワーク対応テレビドアホンシステムの販売が順調に推移するとともに、テナントビル用テレビドアホンの販売が大幅に増加したことにより、業務用システムの売上が増加いたしました。

これらの結果、売上高は24億4千万円(前年同四半期連結累計期間比4.1%増)、営業利益は6千6百万円(同4.7%増)となりました。

欧州

欧州につきましては、市場ニーズに対応した集合住宅向けシステムの販売が順調に推移したことにより売上が増加いたしました。しかしながら、戸建向けテレビドアホンにおきましては、市況環境の悪化及び他社との競争激化の影響により売上は減少いたしました。

これらの結果、現地通貨ベースでは売上を伸ばすことができたものの、為替の影響により売上高は18億7千3百万円（前年同四半期連結累計期間比3.0%減）、営業利益は3千8百万円（同50.4%減）となりました。

タイ

タイにつきましては、生産高が増加し、売上高は50億6千4百万円（前年同四半期連結累計期間比10.4%増）となりましたが、労務費の増加等により営業利益は7千万円（同22.2%減）となりました。

ベトナム

ベトナムにつきましては、新たな生産拠点として平成23年11月から稼働を開始し、生産高は増加中（売上高1億4千万円）であります。なお、操業赤字期間中であり営業損失は1億2千3百万円となりました。

その他

香港につきましては、日本への売上が増加いたしました。またシンガポールにおきましては、新築市場での物件受注に向けた営業活動を積極的に行ったことにより、集合住宅向けシステムの販売を順調に伸ばすことができました。

これらの結果、その他の地域におきましては、売上高は5億5千3百万円（前年同四半期連結累計期間比62.9%増）、営業利益は1千7百万円（同351.6%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」という）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もっとも、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく、株式を大量に買付けようとする試みが増加しつつありますが、その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様の様々なご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

以上をもって、基本方針といたします。

基本方針に関する取組み

(イ) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みが、ひいては当社企業価値及び株主共同の利益を向上させ、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資すると考えており、かかる考えのもとでこれら取組みを実施しております。

- ・当社は、平成22年4月から3ヵ年におよぶ第4次中期経営計画を策定するにあたり、“輝け アイホン”を掲げ、その目指すべき方向として「近年低下している収益性を改善するとともに、高いシェアを誇る企業集団にし、株主の皆様や社員など全てのステークホルダーにとって、魅力あるブランドカンパニーとする」ことを念頭に中期経営計画の達成に向けて推進しております。

- ・当社は、日本国内においては、電材商社、家電商社、通信工事業者等を直接の販売先としておりますが、更に直接の販売先ではないハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所などに対しても、全国に営業担当者を配置してきめ細かい提案活動を行い、これにより、インターホンの普及及びその市場の拡大に努めております。
 - ・当社が取り扱う通信機器は、お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし、標準品だけでも約1,600種類を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対しては一品ものの受注生産品をお届けしております。
 - ・当社は世界約70カ国に製品を輸出しており、特に、重点市場であるアメリカ及びヨーロッパ並びにシンガポールにおいては、現地の販売子会社を通じて積極的な販売活動を行っております。
 - ・生産現場においては、タイ、中国、ベトナムを含めグループ一体となって、生産性の向上とコストダウンに努めております。
 - ・製品のアフターサービスについても、アフターサービスはメーカーが果たすべき責任であるという考えのもと、アイホンテクノショップと称するサービス代行店を国内に約120店配置し、お客様のご不便を最小限に留めるよう努めております。
 - ・当社は、電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社などとの共同開発にも積極的に取り組んでおります。こうした共同開発において、当社が様々な企業からアライアンスの打診を頂けるのも、当社が特定の資本系列に属していないことが、その一因であると考えております。インターホン機器は、かかるアライアンスを通じて情報通信機器としての機能をも備え、このことが製品サービスと地位の向上につながっております。
- (ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」という）を導入することを承認いただきました。

当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(イ) (イ)の取組みについて

(イ)で記載した取組みは、いずれも、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現することを目的とした施策であり、当社企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を図るためのものであります。したがって、多様な投資家の皆様に株主となっていただき、そのご意見を方針決定に反映させるという当社の基本方針に沿うものであります。

また、これらの取組みは、当社の会社役員の地位の維持につながるものではありません。

(ロ) (ロ)の取組みについて

本対応方針は、定時株主総会にお諮りし、株主の皆様の承認を条件として効力を発生するものですが、本対応方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・当社が導入いたしました本対応方針の内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであります。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- ・本対応方針の内容は、対抗措置が発動される場合を、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定するものです。このように、対抗措置の発動は当社企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。

- ・本対応方針の内容として、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容としており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は14億2千万円であります。

(4) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、完了した主要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	完了
アイホンコーポレーション	本社 (米国ワシントン州)	米国	販売設備	平成24年12月

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行(株) (平成25年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,674,128	20,674,128	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株でありま す。
計	20,674,128	20,674,128	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	-	20,674,128	-	5,388,844	-	5,383,288

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

（平成24年12月31日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,852,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 18,798,400	187,984	-
単元未満株式	普通株式 23,728	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	20,674,128	-	-
総株主の議決権	-	187,984	-

【自己株式等】

（平成24年12月31日現在）

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数の 合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
（自己保有株式） アイホン株式会社	名古屋市熱田区神野 町二丁目18番地	1,852,000	-	1,852,000	8.95
計	-	1,852,000	-	1,852,000	8.95

（注）当社として把握している平成24年12月31日現在における自己株式等の自己名義所有株式数は、1,932,107株（単元未満株式数7株含む）であります。自己名義所有株式数が、上記の直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載に比べ増加しておりますが、これは、会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得、及び会社法第155条第7号に該当する単元未満株式買取によるものであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,732,501	12,037,863
受取手形及び売掛金	8,897,606	7,700,206
有価証券	2,599,917	3,424,700
製品	2,557,742	3,796,402
仕掛品	1,391,121	2,049,229
原材料	2,430,362	2,452,032
繰延税金資産	758,299	843,856
その他	137,349	181,944
貸倒引当金	70,510	77,322
流動資産合計	32,434,390	32,408,912
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,309,938	5,341,674
減価償却累計額	3,688,939	3,770,134
建物及び構築物(純額)	1,620,999	1,571,539
機械装置及び運搬具	992,504	1,056,769
減価償却累計額	793,679	870,842
機械装置及び運搬具(純額)	198,825	185,926
工具、器具及び備品	5,543,440	5,799,805
減価償却累計額	5,074,068	5,273,180
工具、器具及び備品(純額)	469,371	526,625
土地	1,972,354	1,982,949
リース資産	50,928	76,117
減価償却累計額	26,557	40,222
リース資産(純額)	24,371	35,894
建設仮勘定	10,091	1,091
有形固定資産合計	4,296,014	4,304,027
無形固定資産		
その他	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	7,501,161	7,292,241
繰延税金資産	633,781	557,752
その他	763,601	1,019,873
貸倒引当金	5,811	9,031
投資その他の資産合計	8,892,733	8,860,835
固定資産合計	13,188,747	13,164,863
資産合計	45,623,138	45,573,776

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,284,241	1,701,914
リース債務	13,607	14,382
未払法人税等	521,447	428,636
製品保証引当金	276,729	234,503
賞与引当金	-	408,400
その他	3,284,460	1,812,602
流動負債合計	5,380,487	4,600,439
固定負債		
リース債務	16,712	25,066
繰延税金負債	-	3,336
再評価に係る繰延税金負債	137,305	137,182
退職給付引当金	514,098	530,840
資産除去債務	18,313	18,527
その他	1,105,979	1,160,751
固定負債合計	1,792,410	1,875,705
負債合計	7,172,897	6,476,144
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,388,844	5,388,844
資本剰余金	5,383,288	5,383,288
利益剰余金	32,717,460	33,014,240
自己株式	3,013,979	3,128,230
株主資本合計	40,475,613	40,658,142
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	411,430	513,277
繰延ヘッジ損益	-	2,341
土地再評価差額金	2,332,963	2,332,169
為替換算調整勘定	940,565	619,005
その他の包括利益累計額合計	2,862,099	2,440,238
少数株主持分	836,726	879,727
純資産合計	38,450,241	39,097,631
負債純資産合計	45,623,138	45,573,776

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	23,832,025	25,702,805
売上原価	13,703,743	14,259,715
売上総利益	10,128,281	11,443,090
販売費及び一般管理費	9,343,493	9,572,242
営業利益	784,788	1,870,848
営業外収益		
受取利息	39,138	37,471
受取配当金	83,176	86,525
受取家賃	28,097	26,665
為替差益	26,811	-
受託開発収入	-	5,894
その他	70,962	37,826
営業外収益合計	248,185	194,384
営業外費用		
支払利息	4,900	4,004
売上割引	136,683	147,087
為替差損	-	24,038
受託開発費用	-	23,519
その他	29,170	29,927
営業外費用合計	170,754	228,577
経常利益	862,219	1,836,654
特別利益		
固定資産売却益	1,179	3,392
投資有価証券売却益	62,405	-
補助金収入	-	3,068
特別利益合計	63,585	6,460
特別損失		
固定資産売却損	-	3,977
固定資産除却損	7,940	3,507
投資有価証券評価損	209,879	-
投資有価証券売却損	9,974	23,096
減損損失	9,723	5,740
会員権評価損	-	490
退職給付制度終了損	-	57,132
特別損失合計	237,517	93,944
税金等調整前四半期純利益	688,287	1,749,170
法人税、住民税及び事業税	255,707	739,112
少数株主損益調整前四半期純利益	432,580	1,010,057
少数株主利益	19,741	452
四半期純利益	412,838	1,009,605

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	432,580	1,010,057
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	111,653	101,847
繰延ヘッジ損益	6,583	2,341
土地再評価差額金	20,286	-
為替換算調整勘定	698,742	366,094
その他の包括利益合計	783,525	465,600
四半期包括利益	350,944	1,475,658
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	315,482	1,430,671
少数株主に係る四半期包括利益	35,462	44,986

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年12月31日)
連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 第1四半期連結会計期間より、連結子会社3社(アイホンコミュニケーションズ(タイランド)、愛峰香港有限公司、アイホンコミュニケーションズ(ベトナム))は決算日を12月31日より3月31日に変更しております。決算期変更に伴う当該子会社の平成24年1月1日から平成24年3月31日までの3ヵ月間の損益は、利益剰余金の増減としております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年12月31日)
会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更 当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年12月31日)
税金費用の計算 税金費用については、主として当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	943,874千円	975,308千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	352,211千円	378,758千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	283,647	15	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	189,096	10	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の
 末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	282,335	15	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月1日 取締役会	普通株式	188,220	10	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の
 末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)3	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)4
	日本	米国	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への売上高	19,562,374	2,337,684	1,931,966	-	-	23,832,025	-	23,832,025	-	23,832,025
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,688,442	8,312	-	4,585,453	2,506	7,284,714	339,972	7,624,687	7,624,687	-
計	22,250,816	2,345,996	1,931,966	4,585,453	2,506	31,116,740	339,972	31,456,712	7,624,687	23,832,025
セグメント利益又は損失()	640,038	63,558	78,371	90,487	54,667	817,788	3,975	821,764	36,975	784,788

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、香港の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 ベトナムにおいては海外生産を拡大するためにインターホンをはじめとする電気通信機器の製造を目的とする100%出資の生産子会社を平成19年10月に設立いたしました。業績状況を勘案し、稼働を延期してまいりました。しかしながら、今後予想される需要拡大に伴う生産量の増加等に対応するために、平成23年11月から稼働を開始いたしました。

3 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

4 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	米国	欧州	タイ	ベトナム	計				
売上高										
外部顧客への売上高	21,310,851	2,440,030	1,864,933	-	-	25,615,814	86,990	25,702,805	-	25,702,805
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,909,825	969	8,516	5,064,022	140,199	8,123,532	466,905	8,590,437	8,590,437	-
計	24,220,676	2,440,999	1,873,449	5,064,022	140,199	33,739,346	553,896	34,293,242	8,590,437	25,702,805
セグメント利益又は損失()	1,865,640	66,545	38,862	70,438	123,030	1,918,458	17,953	1,936,411	65,563	1,870,848

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、香港及び平成24年1月に設立したシンガポールの現地法人の事業活動を含んでおります。
- 2 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。
- 3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、「その他」に含めておりました「ベトナム」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益	21円83銭	53円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	412,838	1,009,605
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	412,838	1,009,605
普通株式の期中平均株式数(株)	18,908,846	18,813,299

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第55期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)中間配当については、平成24年11月1日開催の取締役会において、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	188,220千円
1株当たりの金額	10円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成24年12月4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月1日

アイホン株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 則夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今泉 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイホン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。